



県章

# 滋賀県公報

令和6年(2024年)  
11月29日  
号外(3)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 告 示

- ※滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱の一部改正 (イノベーション推進課) ..... 1
- ※滋賀県工業試験研究機関試験等取扱要綱の一部改正 (イノベーション推進課) ..... 8

## 告 示

### 滋賀県告示第401号

滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱 (昭和61年滋賀県告示第173号) の一部を次のように改正する。  
令和6年11月29日

滋賀県知事 三日月 大造

別表第1項第1号の表電気・磁気環境機器の部中「970」を「1,010」に、「320」を「330」に改め、雷サージ試験機の款および妨害波測定装置の款を削り、「1,070」を「1,120」に、「1,150」を「1,200」に改め、放射電磁界測定システムの款およびEMI測定用1GHz超拡張システムの款を削り、「3,210」を「3,360」に、「4,560」を「4,690」に、「740」を「770」に、「8,560」を「8,980」に、「6,450」を「6,760」に、「4,280」を「4,490」に、「3,570」を「3,740」に、「1,430」を「1,500」に、「1,180」を「1,230」に、「810」を「850」に、「2,720」を「2,790」に改め、同表計測機器の部中高電圧計の款、表面電位計の款および微小直流電圧計の款を削り、

絶縁抵抗計	290	を
-------	-----	---

絶縁抵抗計	300	に、「250」を「260」
-------	-----	---------------

に、「310」を「320」に、「470」を「490」に、

TDR測定器	630	を	
電力・電力量計	単相用		220
	三相用		230
記録電力量計	280		
静電気測定器	290		
ネットワークアナライザ	430		

電力・電力量計	単相用	230	に、「670」を「700」
---------	-----	-----	---------------

に、「500」を「520」に、「1,400」を「1,420」に、「920」を「960」に、「710」を「730」に、「870」を「900」に、「640」を「670」に改め、同表観測機器の部中「590」を「610」に、「1,000」を「1,020」に、「740」を「770」に、「950」を「990」に改め、同表記録機器の部中「540」を「550」に改め、温度記録計の款を削り、同表発生機器の部中「700」を「730」に改め、発振器の款およびパルス発生装置の款を削り、「310」を「320」に、「500」を「520」に改め、安定化電源装置の款を削り、「400」を「410」に、「690」を「720」に改め、同表変換機器の部中「510」を「530」に改め、抵抗減衰器の款を削り、同表磁気特性測定機器の部を削り、同表精密測定機器の部中「1,360」を「1,390」

に、「1,340」を「1,380」に、「1,070」を「1,110」に、「750」を「770」に改め、非接触変位計の款を削り、「240」を「250」に、「600」を「630」に、「220」を「230」に、「250」を「260」に改め、蛍光X線式膜厚測定機の款および万能投影機の款を削り、「1,160」を「1,190」に、「1,350」を「1,420」に、「2,410」を「2,530」に改め、同部に次のように加える。

	真 円 度 測 定 機	1,420
--	-------------	-------

別表第1項第1号の表機械試験機器の部中「500」を「520」に改め、小型振動試験機の款を削り、「1,370」を「1,420」に、「1,150」を「1,200」に改め、同表材料試験機器の部中

材 料 試 験 機	万 能 材 料 試 験 機 ( 5 0 0 k N )	1,340	を
	万 能 材 料 試 験 機 ( 5 0 k N )	1,290	
	ね じ り 試 験 機	1,160	
エ リ ク セ ン 試 験 機		250	

材 料 試 験 機	万 能 材 料 試 験 機 ( 5 0 k N )	1,350	に、「1,230」を
エ リ ク セ ン 試 験 機		260	

「1,280」に、「910」を「960」に、「1,270」を「1,300」に、「900」を「920」に、

1時間増すごとに	1,250 810	を	1時間増すごとに	1,310 850	に、
1時間増すごとに	1,250 680		1時間増すごとに	1,310 690	

680	を	710	に、「400」を「420」に、「360」を「370」
-----	---	-----	----------------------------

に、「320」を「330」に、「690」を「720」に、「760」を

「790」に、「410」を「420」に、「2,270」を「2,290」に、「430」を「450」に改め、低荷重物性試験機の款を削り、「1,320」を「1,380」に改め、渦電流探傷システムの款を削り、

高 荷 重 高 速 摩 擦 摩 耗 試 験 機	1,250 1時間増すごとに 810	を
-------------------------	-----------------------	---

高 荷 重 高 速 摩 擦 摩 耗 試 験 機	1,290 1時間増すごとに 840	に、
-------------------------	-----------------------	----

「960」を「970」に、「670」を「690」に改め、同部に次のように加える。

	万 能 材 料 試 験 機 ( 低 荷 重 )	1,290
--	-------------------------	-------

別表第1項第1号の表微小観察機器の部中小型工具顕微鏡の款を削り、「330」を「340」に、「3,290」を「3,410」

に、「2,000」を「2,090」に、「870」を「880」に、「6,600」

を「6,840」に、「3,870」を「3,900」に改め、同表機械試料調整機器の部中「810」を「850」に、「1,070」を「1,120」に、「600」を「630」に、「320」を「330」に、「280」を「290」に改め、同表環境機器の部中「1,180」を「1,220」に、「960」を「990」に、「1,400」を「1,460」に、「1,170」を「1,210」に、「1,990」を「2,020」に、「1,730」を「1,750」に、「2,220」を「2,240」に、「1,980」を「2,020」に、「900」を「930」に、「660」を「690」に、「1,300」を「1,350」に、「1,080」を「1,130」に、

温室槽	ウォーターバス	370	を
		1時間増すごとに 150	
	精密恒温槽	370	
		1時間増すごとに 150	
インキュベータ		370	
		1時間増すごとに 150	

温室槽	ウォーターバス	380	に、「720」を
		1時間増すごとに 150	
インキュベータ		390	
		1時間増すごとに 150	

「750」に、「500」を「520」に、「1,020」を「1,050」に、「800」を「830」に、「890」を「910」に、「670」を「680」に改め、同表物理量測定機器の部中「420」を「440」に改め、物理量変換器の款を削り、

回	転	計	240	を
温湿度測定装置	ハンディ温湿度計		280	
	放射温度計		290	
	熱電対		290	
		1時間増すごとに	80	

回	転	計	250	に改め、振動レベ
温湿度測定装置	ハンディ温湿度計		290	
	放射温度計		300	

ル計の款を削り、「250」を「260」に、「510」を「520」に、「500」を「510」に、

紫外線強度計	350	を
--------	-----	---

紫外線強度計	360	に、「620」を
--------	-----	----------

「640」に改め、同表分析機器の部中「300」を「310」に、「1,310」を「1,370」に、「720」を「750」に、「2,910」を「2,980」に、「2,060」を「2,090」に、

690	を	720	に、
-----	---	-----	----

電解分析装置	420	を
--------	-----	---

電解分析装置	430	に、「2,880」を
--------	-----	------------

「3,020」に、「1,030」を「1,080」に改め、炭素・硫黄同時定量分析装置の款を削り、「4,380」を「4,560」に、

波長分散型蛍光X線分析装置	3,140	を
---------------	-------	---

波長分散型蛍光X線分析装置	3,240	に、「1,750」を
---------------	-------	------------

「1,820」に、「6,440」を「6,760」に、「2,490」を「2,600」に改め、GCMS用加熱脱着装置の款を削り、「570」を「590」に、「2,480」を「2,570」に、「3,230」を「3,390」に、「2,150」を「2,240」に、「1,600」を「1,680」に、「2,690」を「2,720」に、「3,650」を「3,790」に、

「

440
-----

」を「

460
-----

」に、「320」を「330」に、「2,960」を「3,110」に、

「

液体クロマトグラフ(アミノ酸分析装置)	3,140
---------------------	-------

」を

「

液体クロマトグラフ(アミノ酸分析装置)	3,270
---------------------	-------

」に、「2,360」を「2,380」に改め、同部に次のように加える。

昇温脱離ガス分析装置	2,820
高速炭素硫黄分析装置	2,510

別表第1項第1号の表物性評価機器の部中「250」を「260」に改め、色差計の款を削り、「1,660」を「1,740」に、「3,360」を「3,460」に、「500」を「520」に、「800」を「840」に、「930」を「960」に、「1,490」を「1,510」に改め、同部に次のように加える。

分光測色計	630
-------	-----

別表第1項第1号の表化学試料調整機器の部中「250」を「260」に、「320」を「330」に、

「

高速冷却遠心分離機	480
-----------	-----

」を

「

高速冷却遠心分離機	490
-----------	-----

」に、「440」を「450」に、「700」を

「710」に、「730」を「750」に、

「

分析用試料粉碎機	310
----------	-----

」を

「

分析用試料粉碎機	320
----------	-----

」に、「850」を「880」

に改め、レーザー表面改質装置の款を削り、

「

スパッタリング装置	1,430
-----------	-------

」を

「

スパッタリング装置	1,440
-----------	-------

」に改め、超臨界反

応装置(二酸化炭素)の款を削り、「340」を「360」に、「920」を「950」に、

「

1時間増すごとに	400
1時間増すごとに	160

」を「

1時間増すごとに	420
1時間増すごとに	170

」に、「5,770」を「5,930」に、「1,090」

を「1,110」に、「420」を「440」に、「860」を「900」に、「1,370」を「1,430」に、「1,400」を「1,460」に、「520」を「540」に、

「

ガス混合器	330
-------	-----

」を

「

ガス混合器	340
-------	-----

」に、「590」を「610」

に、「2,240」を「2,350」に、「650」を「680」に、「960」を「1,000」に、「2,450」を「2,570」に、「290」を「300」に、

「

蒸米装置	480
------	-----

」を

「

蒸米装置	500
------	-----

」に、「270」を

「280」に、「500」を「510」に、「690」を「710」に、「470」を「480」に、「280」を「290」に、「380」を「390」に、「150」を「160」に、

「

400
1時間増すごとに 170

」を「

410
1時間増すごとに 180

」に、「260」を「270」に、「1,490」を「1,550」

に、「2,040」を「2,140」に、「1,190」を「1,250」に、「2,300」を「2,320」に改め、同部に次のように加える。

	ノ ッ チ 加 工 機	670
--	-------------	-----

別表第1項第1号の表工作機器の部中「1,060」を「1,100」に、「2,590」を「2,700」に、

「

310
1時間増すごとに 150
2,420
1時間増すごとに 2,190

」を「

330
1時間増すごとに 150
2,520
1時間増すごとに 2,300

」に、「1,500」を「1,530」に、

「

420
-----

」を「

440
-----

」に、「570」を「590」に、

「

310
1時間増すごとに 100
760

」を「

330
1時間増すごとに 110
790

」に、「680」を「710」に、「620」を「640」

に、「380」を「390」に改め、小型平面研削盤の款を削り、

「

2,420
1時間増すごとに 1,170

」を「

2,500
1時間増すごとに 1,170

」に、「5,280」を「5,540」に、「1,760」

を「1,820」に、「3,710」を「3,900」に、「880」を「910」に、「1,560」を「1,630」に、「1,590」を「1,640」に、「1,100」を「1,150」に改め、同部に次のように加える。

	金 属 3 D 後 工 程 加 工 シ ス テ ム	3,040
--	---------------------------	-------

別表第1項第1号の表コンピュータシステム機器の部中三次元CAD/CAMシステムの款および三次元CAEシステムの款を削り、「2,900」を「3,000」に、「500」を「520」に、「1,510」を「1,530」に、「1,920」を「1,950」に改め、電磁界解析シュミレータの款を削り、同項第2号の表大型樹脂3Dプリンタの部中「730」を「770」に、「870」を「910」に、「1,160」を「1,220」に改め、同表金属粉末積層造形装置(DED方式)の部中「2,040」を「2,140」に改め、同項第3号の表原料調整機器の部中「480」を「500」に、「200」を「210」に、「340」を「360」に、「320」を「330」に、「460」を「480」に、「110」を「120」に、「310」を「330」に、

「

300
1時間増すごとに 60

」を「

320
1時間増すごとに 60

」に、「280」を「290」に、「290」を「300」

に、「370」を「390」に、「450」を「470」に、「170」を「180」に、

「

300
1時間増すごとに 50

」を「

310
1時間増すごとに 50

」に、

「

360
1時間増すごとに 100
360
1時間増すごとに 120

」を「

380
1時間増すごとに 100
380
1時間増すごとに 130

」に、「890」を「920」に、「530」を「560」

に改め、同表成形用機器の部中「330」を「350」に、「270」を「280」に、「300」を「310」に、「610」を「640」に、「260」を「270」に、

「

470
1時間増すごとに 120

」を「

490
1時間増すごとに 130

」に改め、同表試験・測定機器の部中「240」

を「250」に、「260」を「270」に、「290」を「300」に、「690」を「720」に、「910」を「950」に、「1,450」を「1,470」に、

オートクレーブ	520	を
---------	-----	---

オートクレーブ	530	に、「440」を「460」
---------	-----	---------------

に、「560」を「570」に、「940」を「980」に、「300」を「310」に、

走査型電子顕微鏡	2,140	を
----------	-------	---

走査型電子顕微鏡	2,220	に、「1,390」を
----------	-------	------------

「1,400」に、「900」を「940」に、「920」を「950」に、「310」を「320」に、「3,200」を「3,220」に、「3,090」を「3,120」に、「430」を「450」に、「860」を「880」に、「800」を「830」に、「590」を「610」に、「500」を「520」に、「750」を「790」に、「2,710」を「2,820」に、「670」を「680」に、

エネルギー分散型蛍光X線分析装置	2,140	を
------------------	-------	---

エネルギー分散型蛍光X線分析装置	2,220	に、
------------------	-------	----

450	を	470	に、「620」を「650」に、
-----	---	-----	-----------------

1時間増すごとに 370 160	を	1時間増すごとに 390 170	に、
---------------------	---	---------------------	----

前処理装置	520	を
-------	-----	---

前処理装置	540	に、
-------	-----	----

710	を	750	に、「210」を「220」に、「790」を「820」
-----	---	-----	----------------------------

に、「1,580」を「1,600」に、「1,370」を「1,400」に、「1,020」を「1,050」に、

撮影システム	520	を
--------	-----	---

撮影システム	540	に改め、同表工作
--------	-----	----------

機器の部中「480」を「490」に、「610」を「640」に、「3,860」を「4,010」に、「2,210」を「2,310」に、「1,410」を「1,440」に、「4,170」を「4,290」に、「2,150」を「2,220」に、「590」を「600」に改め、同表窯業用焼成炉の部中「4,600」を「4,830」に、「9,130」を「9,590」に、「11,750」を「12,340」に、「20,510」を「21,540」に、「19,290」を「20,250」に、「35,930」を「37,730」に、「2,100」を「2,130」に、「3,780」を「3,960」に、「3,030」を「3,130」に、「1,200」を「1,260」に、「1,710」を「1,800」に、「2,570」を「2,660」に、「3,790」を「3,870」に、「7,920」を「8,020」に、「10,200」を「10,330」に改め、同項第4号の表中「2,390」を「2,510」に、「4,780」を「5,020」に、「7,960」を「8,360」に、「13,400」を「14,070」に、「24,800」を「26,040」に改め、同項第5号の表中「1,290」を「1,310」に改め、別表第2項第1号の表精密測定機器の部中「510」を「540」に、「1,370」を「1,400」に改め、表面粗さ測定機の款および真円度・円筒形状測定器の款を削り、「320」を「340」に、「1,130」を「1,190」に、「1,390」を「1,400」に、「790」を「820」に、「470」を「490」に改め、同表機械試験機器の部中静ひずみ測定装置の款を削り、「1,350」を「1,370」に、「4,810」を「5,040」に改め、同表材料試験機器の部中万能材料試験機(50kN)の款を削り、「1,120」を「1,180」に、「980」を「1,020」に、「500」を「530」に、「1,550」を「1,630」に、「1,240」を「1,300」に、「690」を「720」に、「680」を「700」に、「710」を「720」に、「420」を「440」に、

「

衝撃試験機(恒温槽付)	910
-------------	-----

」を

「

衝撃試験機(恒温槽付)	960
-------------	-----

」に、「1,400」を

「1,420」に、「960」を「980」に改め、同表微小観察機器の部中走査型電子顕微鏡の款を削り、「2,070」を「2,170」に改め、マイクロスコープの款を削り、「390」を「410」に、「290」を「300」に、「620」を「630」に、「1,500」を「1,550」に改め、実体顕微鏡システムの款を削り、「310」を「320」に改め、原子間力顕微鏡の款を削り、「3,770」を「3,960」に、「1,300」を「1,350」に、「1,640」を「1,660」に、「900」を「940」に、「1,600」を「1,640」に改め、同表機械試料調整機器の部中

「

湿式切断機	690
-------	-----

」を

「

湿式切断機	700
-------	-----

」に、「700」を

「740」に改め、試料研磨機の款を削り、「290」を「300」に、

「

精密切断機	690
-------	-----

」を

「

精密切断機	720
-------	-----

」に、「360」を

「380」に改め、同表環境機器の部中「870」を「910」に、「650」を「680」に、

「

1時間増すごとに	560	410
----------	-----	-----

」を「

1時間増すごとに	590	430
----------	-----	-----

」に、「1,230」を「1,290」に、「960」を

「1,010」に、「1,450」を「1,520」に、「1,120」を「1,180」に、「1,590」を「1,670」に、「1,380」を「1,450」に、「1,640」を「1,720」に、「1,430」を「1,500」に、「1,420」を「1,490」に、「1,180」を「1,240」に、「1,660」を「1,740」に、「1,410」を「1,480」に、「700」を「740」に、「490」を「510」に、「1,240」を「1,290」に、「350」を「370」に、「1,020」を「1,070」に、「800」を「840」に、

「

1時間増すごとに	970	660
1時間増すごとに	450	90

」を「

1時間増すごとに	1,020	690
1時間増すごとに	470	90

」に、「690」を「720」に、「470」を

「490」に改め、同表物理量測定機器の部中「290」を「300」に、「610」を「640」に、「240」を「250」に、「980」を「1,030」に、「860」を「900」に、「280」を「290」に改め、同表分析機器の部中「1,360」を「1,430」に、「1,570」を「1,650」に改め、電気泳動装置の款を削り、「1,010」を「1,060」に、「1,890」を「1,980」に改め、熱量計の款を削り、「3,910」を「4,100」に、「1,250」を「1,310」に、「670」を「700」に、「2,310」を「2,430」に、「4,200」を「4,410」に改め、イオンクロマトグラフの款を削り、「2,180」を「2,290」に、「2,810」を「2,950」に、「790」を「830」に、「420」を「440」に、「3,730」を「3,920」に、「3,030」を「3,180」に、「960」を「980」に、「900」を「950」に改め、同表物性評価機器の部中動的接触角測定装置の款を削り、「710」を「720」に、「340」を「360」に改め、密度計の款を削り、「1,560」を「1,580」に、「3,580」を「3,760」に、「680」を「700」に、「1,120」を「1,180」に、「570」を「600」に改め、同表化学試料調整機器の部中「440」を「460」に、「310」を「330」に、「100」を「110」に、「340」を「360」に、「450」を「470」に、「290」を「300」に、「320」を「340」に改め、凍結粉碎器の款を削り、「540」を「570」に、「1,480」を「1,550」に、「670」を「700」に、「1,380」を「1,450」に、「2,030」を「2,130」に、「1,070」を「1,120」に、「620」を「650」に、「2,170」を「2,280」に、「2,130」を「2,240」に、「2,960」を「3,070」に、「2,460」を「2,480」に改め、同表工作機器の部中「1,420」を「1,490」に、「1,200」を「1,250」に、「780」を「820」に、「3,300」を「3,470」に、「680」を「710」に、「520」を「550」に、「1,470」を「1,540」に改め、ワイヤ放電加工機の款、三成分切削動力計の款および放電プラズマ焼結機の款を削り、

「

1時間増すごとに	290	160
----------	-----	-----

」を「

1時間増すごとに	300	170
----------	-----	-----

」に、「320」を「340」に、「1,330」を

「1,400」に、「2,890」を「3,030」に、「1,990」を「2,090」に、「690」を「720」に改め、同表繊維試験機器の部  
 中「270」を「280」に、「790」を「830」に、「460」を「470」に、「390」を「400」に、「300」を「320」に、「420」  
 を「430」に、「1,090」を「1,100」に、「1,000」を「1,010」に、「470」を「490」に、「290」を「300」に、「360」  
 を「380」に、

「

織物通気度試験機(フラジール型)	310
------------------	-----

」を

「

織物通気度試験機(フラジール型)	330
------------------	-----

」に、「340」を

「360」に、「410」を「430」に改め、保温性試験機の款を削り、

「

織物収縮率試験機(ワッシャー型)
------------------

」を

「

電 気 洗 濯 機
-----------

」に、「500」を「530」に改め、全自動平面テス

トプレス機の款を削り、「610」を「630」に、「320」を「340」に、「520」を「550」に、「650」を「680」に改め、  
 同表繊維加工機器の部中のり付機の款を削り、「550」を「580」に、「250」を「260」に、「260」を「270」に、「100」  
 を「110」に、「350」を「370」に、「110」を「120」に、「310」を「300」に、「360」を「380」に、「300」を「320」

に、

480
480

を

490
500

に改め、同表コンピュータシステム機

器の部中「2,110」を「2,220」に、「

530
-----

」を「

560
-----

」に、

「2,270」を「2,330」に改め、大判プリンタ(布)の款を削り、「1,670」を「1,730」に改め、テキスタイルプリン  
 タの款を削り、「660」を「690」に、「440」を「460」に、「600」を「620」に、「370」を「390」に、「1,530」を  
 「1,610」に、「930」を「980」に、「3,920」を「4,050」に、「1,920」を「2,010」に、「1,280」を「1,340」に改  
 め、同項第2号の表中「820」を「860」に、「410」を「420」に改める。

**付 則**

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

**滋賀県告示第402号**

滋賀県工業試験研究機関試験等取扱要綱(昭和61年滋賀県告示第174号)の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第1項の表材料試験の部中「1,920」を「2,010」に、「1,780」を「1,860」に、「910」を「960」に、「1,710」  
 を「1,780」に改め、強度試験の款ねじり(金属)の項を削り、「2,500」を「2,600」に改め、別表第2項の表分析試  
 験の部中「3,510」を「3,690」に、「5,050」を「5,300」に改め、同表材料試験の部中「1,170」を「1,230」に、

「

織 度
-----

」を「

番 手 また は 織 度
--------------

」に、「1,180」を

「1,240」に、「

撚 り 数
-------

」を「

よ り 数
-------

」に、

「1,060」を「1,110」に、「

収 縮 率
-------

」を

「

寸 法 変 化
---------

」に改め、硬さ測定用試料調整の款を削り、「430」を「450」に、

「1,860」を「1,910」に、「1,800」を「1,890」に、「1,610」を「1,690」に、「2,220」を「2,300」に、「1,740」  
 を「1,820」に、「900」を「950」に、「2,490」を「2,610」に改める。

**付 則**

この告示は、令和7年4月1日から施行する。